

岐医発第 770 号
令和 2 年 4 月 24 日

地域医師会長 各位

岐阜県医師会
会長 小林 博

日本医師会認定産業医制度実施に当たっての留意事項－その 37－
(新型コロナウイルス感染拡大に伴う日本医師会認定産業医の更新に関する特例措置)

見出しの件につきまして、日本医師会から通知がありましたのでお知らせします。

さて、このたびの新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、日本医師会認定産業医制度における認定産業医の更新申請について、下記のとおり取扱います。

つきましては、日本医師会認定産業医制度の円滑な実施について、貴職の特段のご理解とご協力を賜りますとともに、貴会会員等に対する周知方につきましてご高配を賜りますようお願いいたします。

記

1. 日本医師会認定産業医の更新に関する特例措置（期間外申請）

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、有効期間内に更新要件を満たすことが困難となった認定産業医に対して、本会における研修会が再開され、更新単位の取得が可能となるまでの期間において、単位取得および更新申請手続き期間の延長をする特例措置を実施いたします。

ただし、あくまで認定産業医の個別事情を勘案し、日本医師会認定産業医制度運営委員会において審議をいたします。また、認定証有効期限を延長するものではないことから、更新申請承認後の次回有効期限が延長されるものではありません。

※特例措置適用に伴い、有効期間内に更新要件を満たすことが困難となりそうな認定産業医におかれましては、単位の取得状況（現状と更新に必要な残り単位数）と可能な範囲で申込済みであったが延期・中止となった研修会等の記録をお願いいたします。運営委員会等において審議をする上での必要情報となります。

担当者	岐阜県医師会事務局
TEL 058-274-1111	FAX 058-271-1651